訪問事業者向け

令和3年度からの春日井市

介護予防・日常生活支援総合事業について



令和3年3月

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課

本資料で用いる用語の説明

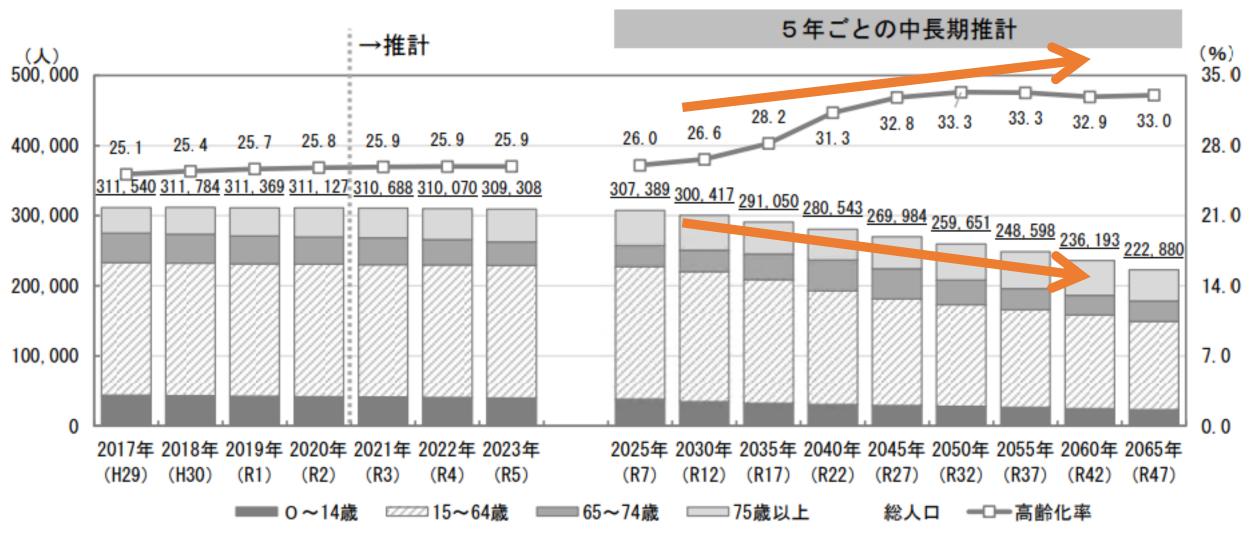
用語	略
介護予防訪問介護相当サービス	訪問相当
訪問型緩和基準サービス	訪問緩和
訪問型短期集中型サービス	訪問短期集中
介護予防通所介護相当サービス	通所相当
通所型緩和基準サービス	通所緩和
通所型短期集中型サービス	通所短期集中

説明内容

- 1 総合事業の利用状況等
- 2 総合事業の人員・運営基準
- 3 総合事業の報酬

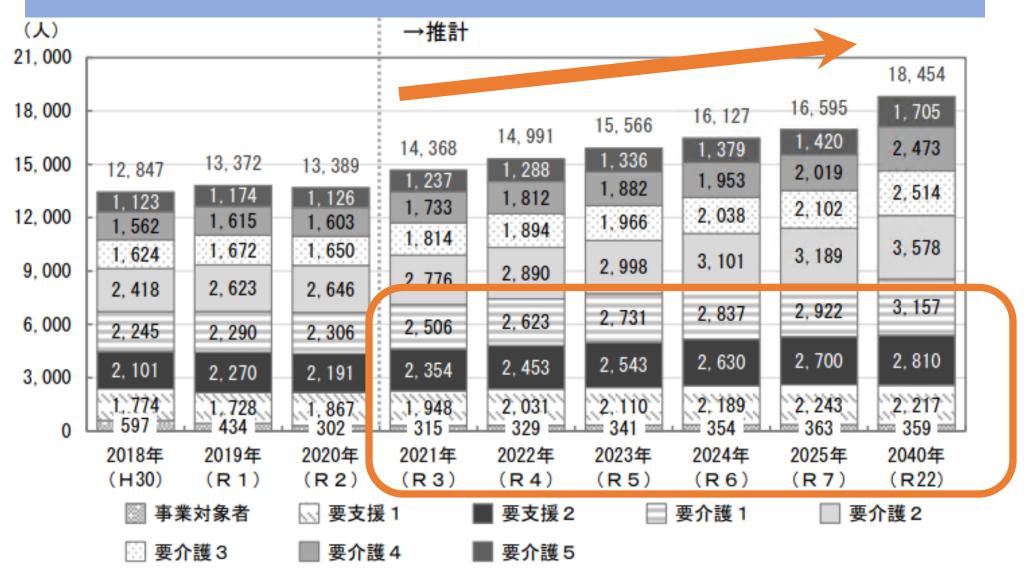
総合事業の利用状況等

総人口は減少、高齢化率は上昇の見込み



資料: (~2020(令和2)年)住民基本台帳の実績値(各年10月1日)、(2021(令和3)年~)コーホート変化率法による推計 第8次春日井市高齢者総合福祉計画<案>より

事業対象者、要支援者は増加の見込み



(各年10月1日、2020(令和2)年は9月1日)及び2021(令和3)年以降の推計 ※2020(令和2)年までの実績

緩和サービスの利用者が増加



春日井市介護予防・日常生活支援総合事業の方向性

• 自身の能力を最大限に生かしながら 自立支援 • 重度化防止に向けた支援

・特に利用者の<mark>運動機能の維持・向上</mark>が 促進されるサービスを推進

令和3年度の改正内容の概要

- ●運営基準
 - ・国の省令改正に準じた内容の追加
- ●報酬改定
 - 相当サービス 国が定める単価改定に伴う改定
 - 緩和サービス 安定的なサービス提供を図るための報酬の改定 運動機能の維持・向上が促進されるサービスへ(通所)

運営基準について

- ・改定内容は、国の省令改正(令和3年厚生労働省告示第71号等) に準じたものです。
- 詳細は、市ホームページを御参照ください。

市ホームページリンク先URL(令和3年度介護報酬改定について) https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/fukushi/kaigo/1015536/1024022.html

運営基準の改定事項【共通①】

1 介護保険等関連情報の収集・活用とPDCAサイクル の推進

- 2 **高齢者虐待防止の推進(3年間の経過措置)** 委員会の開催、指針の整備、研修
- 3 ハラスメント対策の強化

4 **業務継続に向けた取組の強化(3年間の経過**措置) 業務継続計画の策定、研修・訓練の実施

運営基準の改定事項【共通②】

- 5 感染症対策の強化(3年間の経過措置)
 - 委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施
- 6 **運営規程等の掲示** 閲覧可能なファイル等で備え置くことも可能
- 7 利用者への説明・同意
 - 電磁的記録も原則認める
- 8 記録の保存・交付 電磁的な対応も原則認める

運営基準の改定事項【訪問】

• 不当な働きかけの禁止

地域包括支援センター等に対し、利用者に必要のないサービス を位置づけるよう求めるなど不当な働きかけを行ってはならない

・サービス付き高齢者住宅等における適正なサービス提供 の確保

同一建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を 行うよう努める

報酬について

- ●相当サービス
- ・国が定める単価改定(令和3年厚生労働省告示第72号)に伴う改定
- 令和3年9月30日まで基本報酬に0.1%上乗せされます。
- ●緩和サービス
- ・安定的なサービス提供を図るための報酬の改定
- ・運動機能の維持・向上が促進されるサービスへ(通所)

報酬の改定事項【訪問相当】

		改定前	改定後	差
介護予防訪問介護相当サービス費	(I)	1,172	1,176	+4
	(11)	2,342	2,349	+7
	(Ⅲ)	3,715	3,727	+12
初回加算		200	200	
生活機能向上連携加算	(I)	100	100	変更なし
	(II)	200	200	

[・]介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算変更なし

報酬の改定事項【訪問緩和】

		改定前	改定後	差
緩和した基準によるサービス費		231	247	+16
月額包括(上限額)	週1利用	1,038	1,050	+12
	週2利用	1,961	2,100	+139

・介護職員処遇改善加算変更なし

ご質問は、メールかFAXで受け付けます。

問い合わせ先

春日井市 健康福祉部 介護 高齢福祉課

メール kaigo@city.kasugai.lg.jp

電 話 0568-85-6921

FAX 0568-84-5764